

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援

＜性被害やDV、様々なハラスメントなどあらゆる暴力の防止と被害者支援＞

性被害ワンストップセンター ひろしまの認知度は9.6%

性被害ワンストップセンターひろしまを知っている人の割合は9.6%と令和2（2020）年度より増加していますが、依然として10%を下回っています。

被害の潜在化を防ぐため、認知度向上に向け、これまでの広報に加え、若年層への周知強化や、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信、関係機関との連携による支援体制の充実が必要です。

高校生における精神的暴力の 認知率は64.7%

高校生におけるデートDVに関する精神的暴力の認知率は64.7%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

暴力によらない問題解決の意識を浸透させ、暴力の加害者にも被害者にもさせないために、引き続き若年層への啓発が必要です。

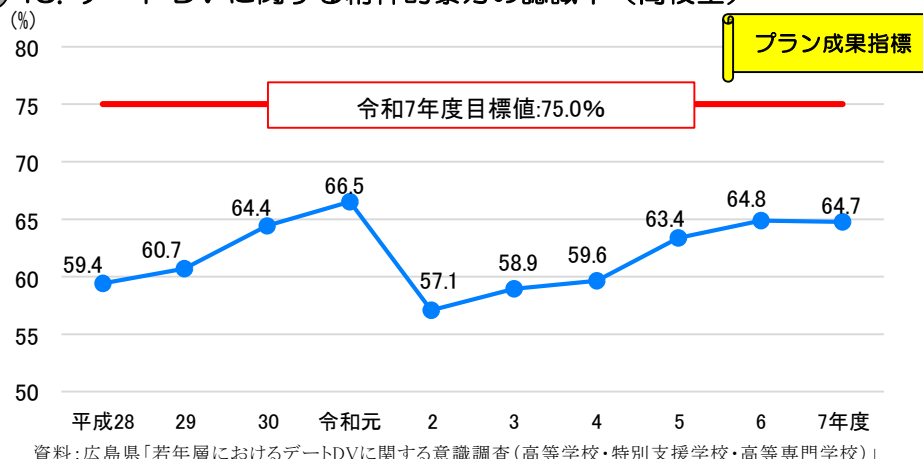
「性被害ワンストップセンターひろしま」における令和7（2025）年度の新規相談件数は前年度より増加し、性被害に関する電話相談や面接相談、医療・法律・心理等の専門支援を提供した件数も、増加しています。

	R7年度
新規対応回数	3,362回
電話等対応回数	2,473回
面接対応回数	166回
専門支援等提供回数	131回

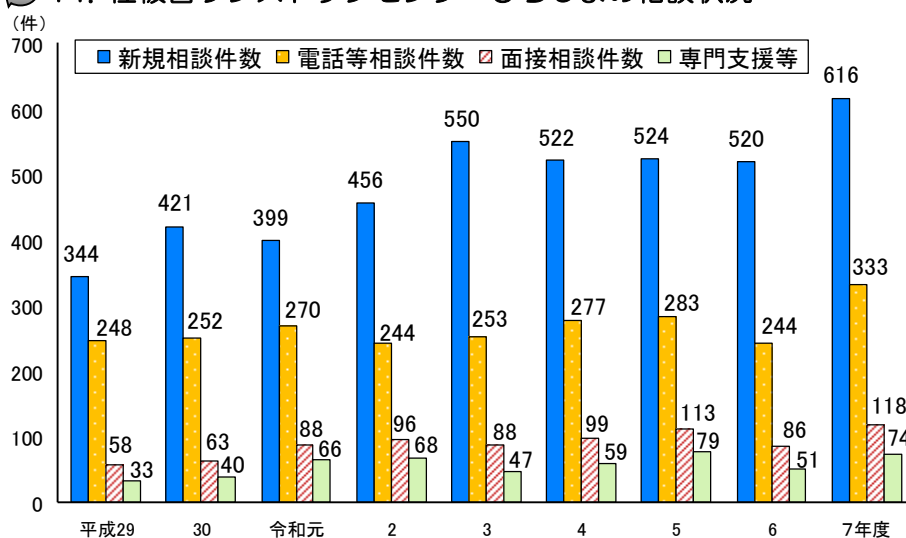
42. 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度



43. デートDVに関する精神的暴力の認知率（高校生）



44. 性被害ワンストップセンターひろしまの相談状況



(注) 対応回数とは、電話相談、面接相談、専門支援等の提供の延べ総数
新規相談件数の総数(616件)と、対応回数の総数(3,362回)には、無言、性被害以外の問い合わせ283件を含む。
資料: 広島県環境県民局調べ

こども家庭センター等における女性に関する相談件数は増加

こども家庭センター及び女性相談支援員（旧：婦人相談員）設置市町における令和7（2025）年度の相談件数は8,116件で、前年度よりも601件（7.4%）増加しています。相談件数のうち暴力に関する相談は3,225件で、39.7%を占めています。

また、一時保護は89件で、そのうちDVに関するものは61件で68.5%を占めています。

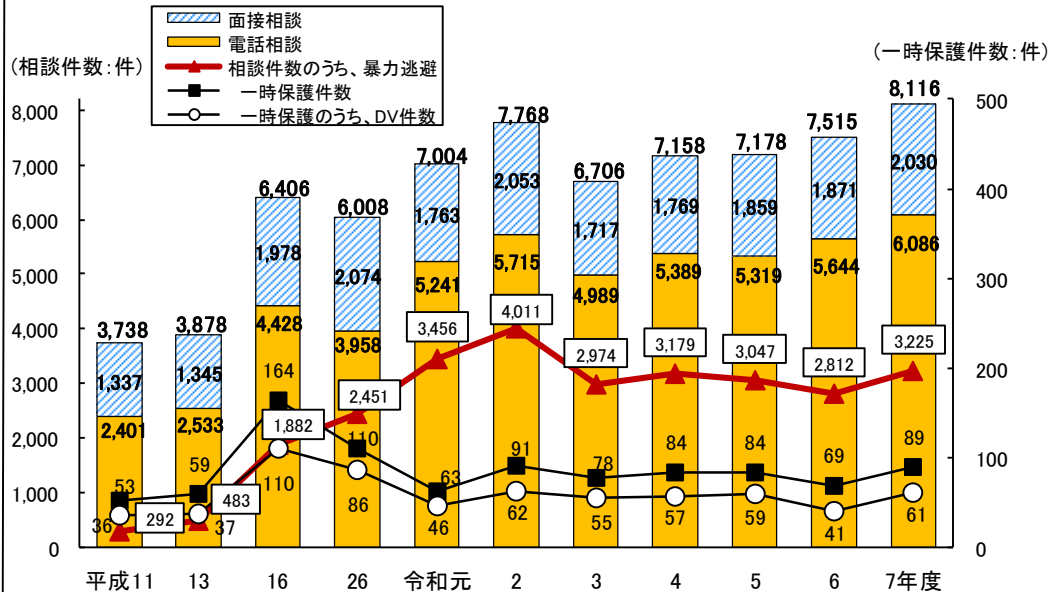
（公財）広島県男女共同参画財団が実施する「エソール広島」相談事業に令和7（2025）年度に寄せられた相談は2,816件で、前年度よりも161件増加しています。

このうち、DVに関する電話相談は294件（電話相談の10.9%）、面接相談39件（面接相談の30.5%）となっています。

県警でのDV相談件数は増加

DV相談件数は、令和7（2025）年は2,372件となっており、前年よりも235件増加しています。

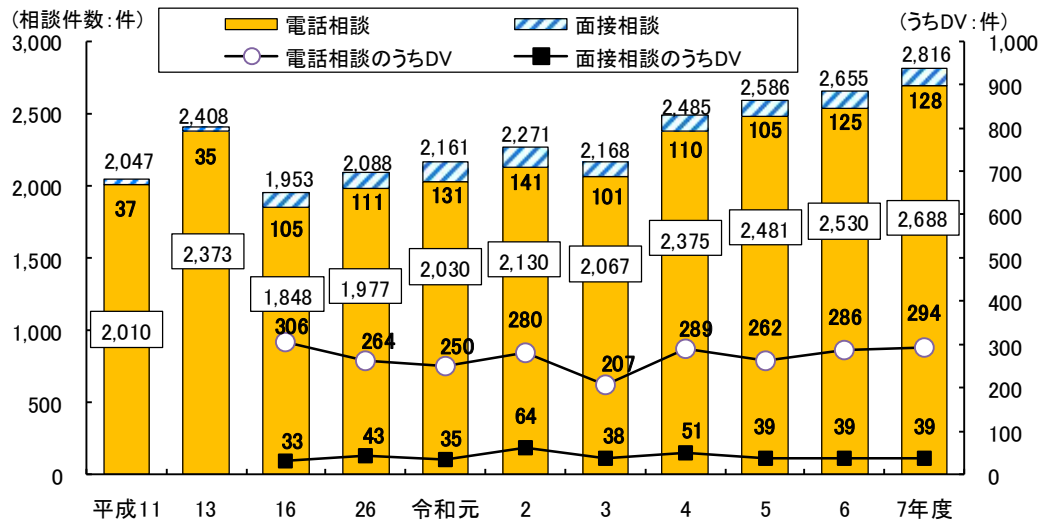
45. こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



（注）女性に関する相談：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」による女性相談及びDV防止法による配偶者等の暴力相談。

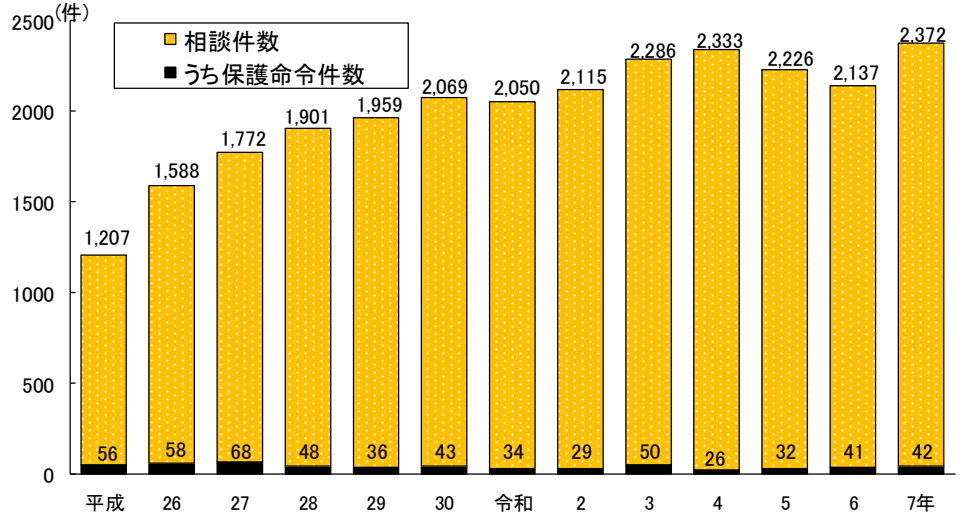
資料：広島県健康福祉局調べ

46. 「エソール広島」相談事業における件数の推移（DV）



資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

47. 県警におけるDV相談件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

性犯罪の検挙率は
86.0%

令和7（2025）年の性犯罪
認知件数は250件、検挙件数
は215件で、検挙率は86.0%
となっております。

ストーカー相談件数は
増加

ストーカー相談の件数は、令
和4（2022）年から減少して
いましたが、令和7（2025）年
は722件と、前年より140件
増加しました。

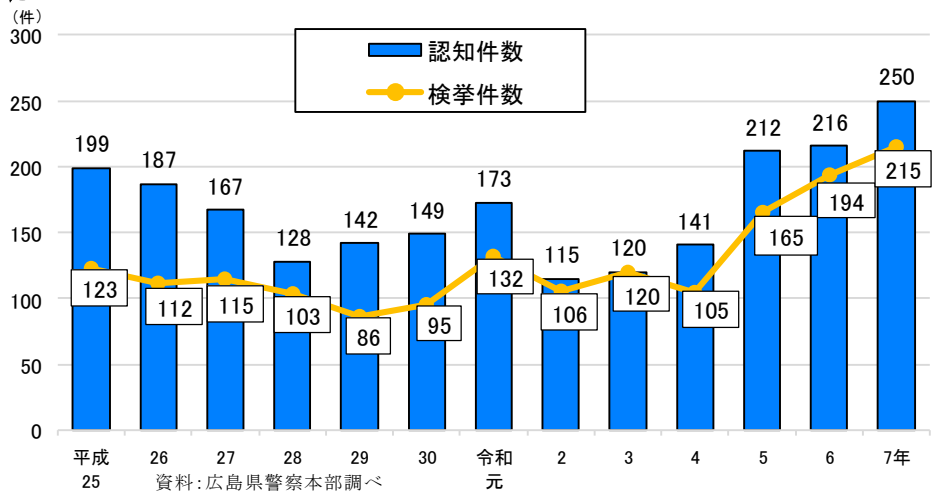
【ストーカー規制法】

ストーカー行為を処罰するな
どの必要な規制を行うとともに、
被害者に対する援助の措置等を
定めることにより、個人の身体、
自由及び名誉に対する危害の発
生を防止し、国民の生活の安全と
平穏に資することを目的に、平成
12（2000）年に成立しました。

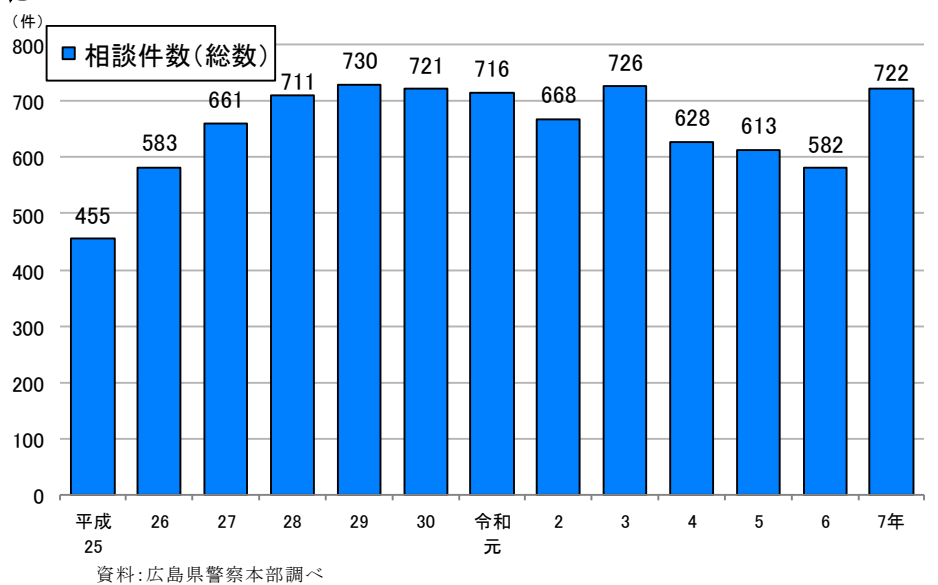
セクハラ相談件数は
147件

広島労働局雇用環境・均等
室の相談窓口寄せられた
令和7（2025）年度の相談
件数は、147件となっており、
前年度より23件増加し
ました。

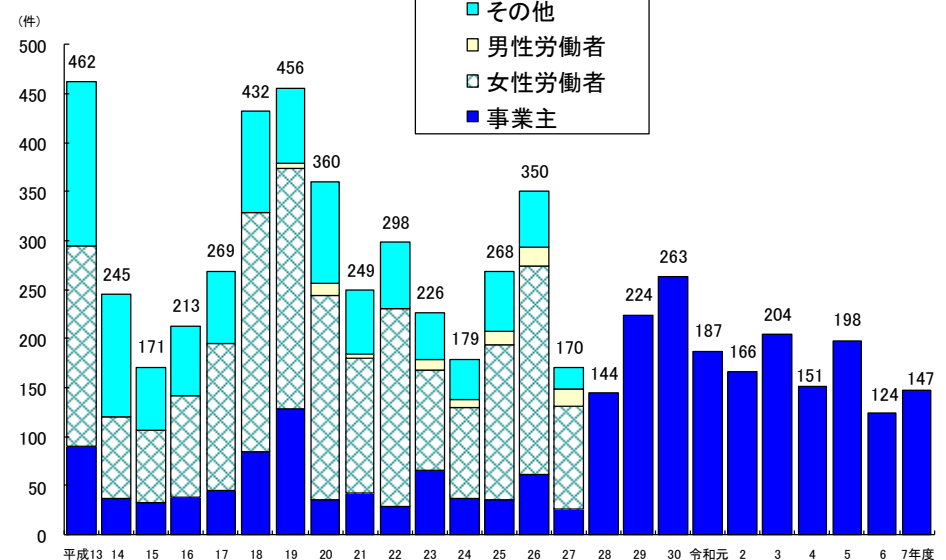
48. 県警における性犯罪認知・検挙件数



49. 県警におけるストーカー相談件数の推移



50. 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移



防止対策の内容としては、「就業規則等による方針の明文化」が75.6%と最も多く、次いで「相談窓口の設置」(63.8%)、「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」(61.7%)、等となっています。

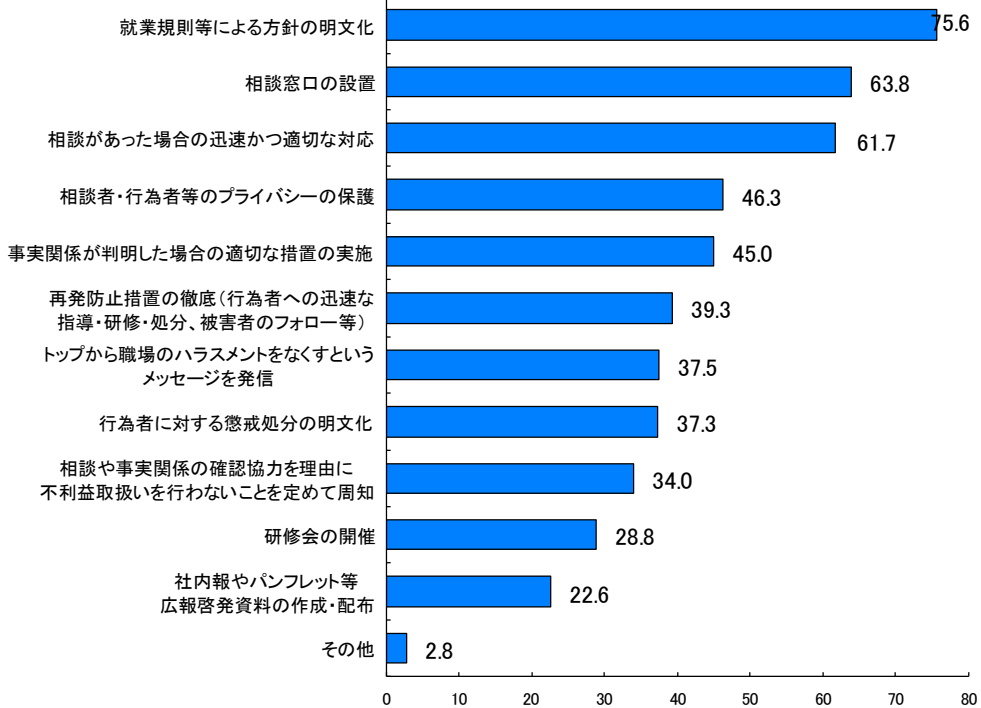
なお、令和元(2019)年6月に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法が改正され、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

被害の内容としては、女性従業員では、「不必要に身体を触られた」が最も多く、男性従業員では、「容姿や体型について性的に話題とされた」が最も多くなっています。

男性従業員は、前回調査(令和3(2021)年)に比べ、被害内容の回答が全項目に及び、男性のセクシュアル・ハラスメント被害も多いという実態がうかがえます。

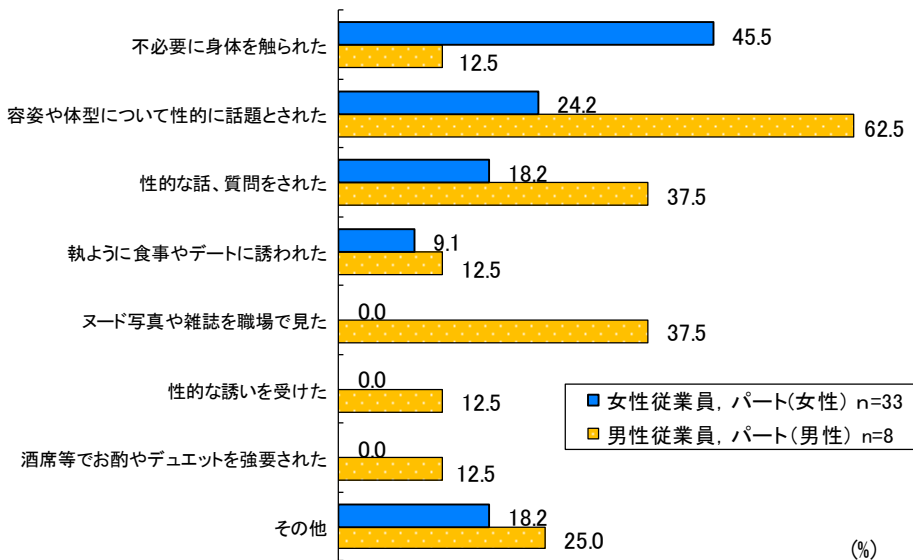
51. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の内容 〔事業主調査〕

(「セクシュアルハラスメント防止対策を講じている」と回答した事業主)複数回答



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和7(2025)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)

52. セクシュアル・ハラスメントの内容



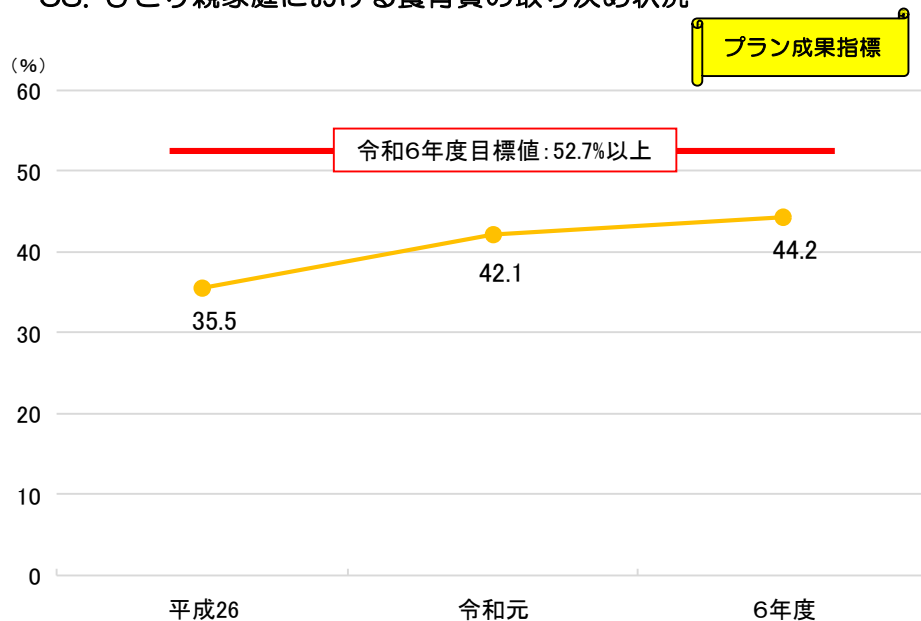
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和5(2023)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート従業員各2,500人)

<生活上の困難を有する人に対する支援>

養育費の取り決めをしている
割合は **44.2%**

ひとり親家庭における養育費の取り決めをしている割合は、令和6（2024）年度44.2%と、令和元（2019）年度から2.1ポイント上昇していますが、依然として、養育費を適正に受け取るための取り決めができていない家庭が多くあり、家庭の経済的基盤の安定に向け、個々の実情に応じた支援に取り組む必要があります。

53. ひとり親家庭における養育費の取り決め状況



資料: 広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」(令和6(2024)年度)

2 性の多様性についての県民理解の促進と 性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり

LGBT 相談件数は 減少

令和 7（2025）年度の
LGBT 相談件数は 228 件
と前年度から 3 件減少して
います。

相談窓口の周知が十分で
ないことから、効果的に相談
窓口の認知度を高める必要
があります。

「LGBTQ+」という言葉と内容 を理解している人の割合は

女性 27.1%
男性 30.3%

「LGBTQ+」という言葉
を知っていて内容も理解し
ている人の割合は 28.7%
で、内容は理解していない、
言葉知らない人が約 7 割
を占めています。

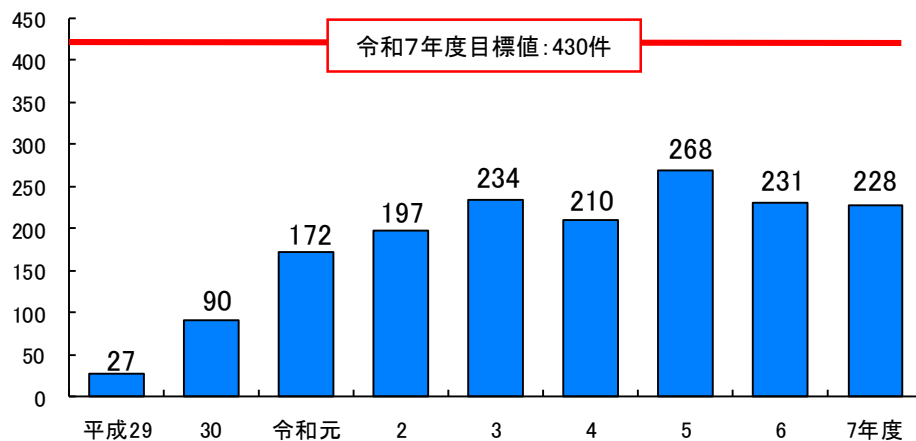
【LGBT 理解増進法】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、令和 5（2023）年「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立しました。

54. 「エソール広島」LGBT 相談件数

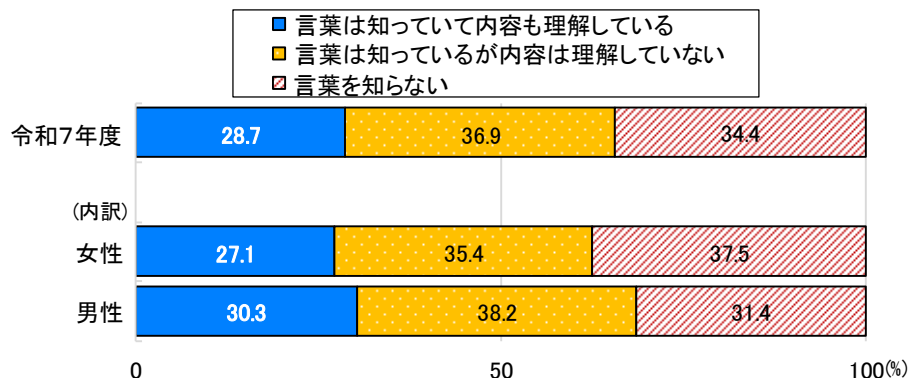
プラン成果指標

(相談件数: 件)



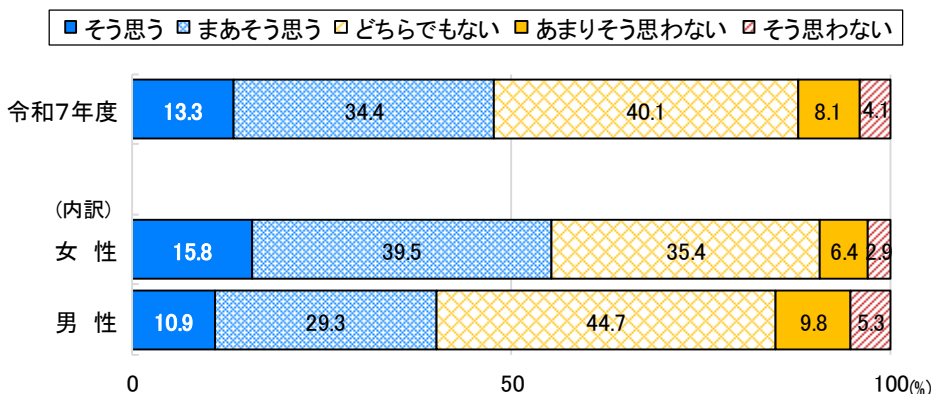
※広島県女性総合センター（以下「エソール広島」という。）の相談窓口は、平成 29（2017）年 10 月に開設（月 1 回）。平成 30（2018）年 6 月から相談日を毎週 1 回に増やした。
資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

54-1. 「LGBTQ+」という言葉の認知度



資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」（令和 7（2025）年度）

54-2. 身近な人（家族や友人等）から性的少数者であることを打ち明けられた場合、理解者になることができると思う人の割合



資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」（令和 7（2025）年度）